

報告第 4 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、和解について次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 2 月 20 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

専決処分書

補助第138号線その2工区排水施設整備工事の影響により発生した第三者に対する損害賠償に関する和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年2月3日

足立区長 近 藤 弥 生

第三者損害に対する損害賠償に関する和解について

足立区は、排水施設整備工事において発生した第三者損害に対する損害賠償について、下記のとおり、和解する。

記

1 相手方

足立区関原在住者 他 10 名

2 和解の内容

足立区、下水道局、受注者は相手方に和解金として4, 896, 961円（1名分）を支払う。なお、足立区の負担額は1, 493, 475円となる。

3 事故の概要

補助第138号線その2工区排水施設整備工事により沿道の家屋11件に損傷等が生じたため、第三者に対して損害賠償（11件）を行う。